

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
一般事業主 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること  
女性職員・・・取得率を100%にすること

<対策>

- 令和5年4月～ 育児休業取得率の目標設定を職員に周知
- 令和5年4月～ 育児休業取得にかかる説明希望者を対象とした相談の実施

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デー（水曜日を基本とする。  
水曜日が休業の事業所については別に定める日）を設定、実施する。

<対策>

- 令和5年4月～ ノー残業デーの実施を職員に周知
- 令和5年4月～ ノー残業デー実施に向けた管理職への啓発

目標3：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均で年間10日以上の水準(取得率50%以上)にする。

<対策>

- 令和5年4月～ 目標設定を職員に周知
- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する